

**社会福祉法人皆野町社会福祉協議会
ボランティアセンター運営委員会要綱**

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会ボランティアセンター設置要綱第9条に定める運営委員会について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の機能)

第2条 運営委員は、前条の目的を達成するため、ボランティアセンターの事業を調査審議するとともに、この事業の運営について社会福祉法人皆野町社会福祉協議会長（以下「会長」という）に意見を具申するものとする。

(委 員)

第3条 運営委員会は、若干名をもって構成し、委員のうち1名を委員長とし1名を副委員長とする。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、ボランティア活動実践者、社会福祉団体、行政関係者、社会福祉協議会関係者、教育関係者、学識経験者等のうちから会長が委嘱する。

(役員 の職務)

第5条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第6条 委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第7条 委員会は必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は委員の総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門委員会)

第8条 委員会は、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。